

友部駅北口公有地活用事業の候補者選定について

友部駅北口公有地について、駅周辺を中心とした活性化に資するため、公募を実施し活用候補者を選定したので報告します。

1. 当該地の概要

友部駅北口公有地(笠間市南友部字東遠原 1966-19 外 6 筆)は、平成 16 年度から進めてきた友部駅橋上化及び駅前広場等整備事業に伴い整備された市有地であり、平成 24 年度に策定した駅周辺整備活性化プランにおいては観光案内機能を有する施設等を誘導するとして位置づけた。また、平成 28 年度策定の第 2 次総合計画において、友部駅周辺は都市機能強化ゾーンとし、本市の都市的発展をけん引するような機能を積極的に誘導する区域として位置づけている。



所在地	笠間市南友部字東遠原 1966-19 外 6 筆
面積	2,079.62 m ² (地目：宅地)
都市計画	第 1 種住居地域・公共下水道・上水道
現状	空き地
周辺環境	日本たばこ産業(株)友部工場、太平洋セメント(株)、住宅、児童館など

2. 公募及び結果概要

(1) 公募日程

平成 30 年 4 月 24 日から	募集要項の告示・公表
平成 30 年 4 月 27 日から 平成 30 年 5 月 2 日まで	質疑書の受付
平成 30 年 5 月 14 日から 平成 30 年 5 月 17 日まで	応募書類の受付
平成 30 年 5 月 31 日	審査・活用候補者の選定

(2) 土地利用の条件

①土地利用の方針

笠間市第2次総合計画土地利用構想，笠間市都市計画マスタープラン，笠間市駅周辺整備活性化プランでの方向性に沿ったものであること。

※都市機能の集積及び向上に資すること。

※観光における玄関口としての機能を有すること。

②長期かつ持続的な土地及び施設の活用

土地及び土地上の建物等の利用については，短期的，暫定的ではなく，長期的，恒常的なものであること。

③ユニバーサルデザインへの配慮

敷地や施設については，ユニバーサルデザインに配慮したものであること。

④地域の街並みや景観への配慮及び地域住民との調和

土地周辺にある住宅地等に及ぼす影響（住宅地等への圧迫感・プライバシー・日照・騒音等）について十分配慮したものであること。

⑤事業用途の制限

風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業施設その他これらに類するものでないこと。

(3) 提案者数 1者

(4) 選定結果

活用候補者	神栖市南浜3番地226 株式会社 小松崎都市開発 代表取締役 小松崎 衛
会社概要	創業29年目の企業で，風力発電事業を大規模展開している「ウインド・パワー・グループ」の資産管理等の運用会社
買受価格	金70,000,000円 (最低売却価格 金65,700,000円)
施設計画	本社機能の他，笠間市の観光，都市機能の向上や地域活性化に貢献する施設として「観光案内施設」や「陶芸ギャラリー」を併設することで，陶芸ファンはもとより，国内外から訪れる観光客に向けて，歴史と文化のまち笠間市をアピールできるような施設を目指す。

(5) 売買契約時の特記事項

- 権利移転，権利設定，用途変更に対し10年間の買戻し特約を付する。
- 契約締結日から1年以内に着手し，3年以内に供用開始すること。